

(別記)

令和8年度（2026年度）滋賀県水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本県は、耕地における水田率が93%と高く、水稻・麦・大豆などの土地利用型作物を中心とした水田農業が展開されており、水田利用率は110%と全国平均99%より高く、また、荒廃農地は3.8%と全国平均5.7%より大幅に少ない状況である。

主食用米については、近畿では唯一の移出県であり、関西では近江米として広く知られているが、平成30年産からの「新たな米政策」のもと、需要に応じた米づくりの推進や、一層のコスト低減等による収益性の向上、従事者の高齢化に伴う担い手の確保が必要となっている。

水田における畑作物の作付けについては、集落ぐるみによる団地化やブロックローテーションに取り組み、特に麦・大豆は、その大部分を集落営農組織や認定農業者などの担い手が生産する構造となっている。

麦は全国で第5位、大豆は第6位の作付けがある主産県であり、本県の戦略作物の中でも最も重要な作物として位置付けているものの、収量や品質が低く、高位安定化に向けた取組が必要となっている。また、水田フル活用による所得向上をさらに進めるには、水田野菜等の高収益作物などの導入を併せて進める必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

地域に適応した品種の選定、産地のブランド化、スマート農業の導入等の取り組みを通じて収益力の向上を目指すとともに、持続的で生産性の高い農業を推進する。また、生産者自らの経営判断による需要に応じた品目および品種(用途)の作付けを併せて推進する。

なお、麦・大豆をはじめとする畑作物の作付けにあたっては、排水対策が最も重要であることから、地域の土壌条件を勘案し適地適作を基本に、集落の範囲など一定のまとまりを持った取り組みを推進する。

特に、これまでからブロックローテーションをはじめとする集落ぐるみの取組が行われている地域においては、この取組を優先し継続されるよう配慮する。

また、個別の取組であっても、農地の集約化が進んでいる経営体にあっては、地域ぐるみの取組に準じ品目ごとに団地化が図られるよう推進する。

主食用米と比較して単位面積当たりの収益性の高い高収益作物にあたっては、都市近郊で消費地に近い立地条件や担い手による農業経営の展開等の本県の特徴を活かしつつ、実需者との結び付きの中で、需要に応じた導入に努める。

なお、高収益作物の推進に向けては、「国の水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号・元農振第3757号・元政統第2085号農林水産省生産局長・農村振興局長・政策統括官連名通知）」を踏まえ、関係部局で推進体制を整え、高収益作物の導入・定着を支援する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

本県において従来から取り組まれている集落ぐるみによる「水稻-水稻-麦-大豆」の3年4作体系によるブロックローテーションを基本に、地域の実情や品目ごとの需給状況を

勘案し、「水稻-麦-大豆」の2年3作のブロックローテーション体系や高収益作物や非主食用米等を組み合わせた作付体系を推進し、水田の有効利用・高度利用に努める。

水田の利用状況は農業者からの申告や関係団体との情報交換をもとに点検・把握し、農業者や関係団体と話し合いの上、水稻の作付けが難しいほ場等は畑地化支援を活用する等団地化を維持しつつ、地域の実情に応じて畑地化に向けた誘導を行い、高収益作物等の導入・定着化を支援する。

なお、高収益作物の導入・定着化支援に当たっては、県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき取組を支援する。

4 作物ごとの取組方針等

需要に応じた「売れる品目・品種」を選定し、経営規模や栽培環境に合わせた適地適作・作期分散を推進することで水田をフル活用し、本県水田農業の収益力の向上を図る。

(1) 主食用米

「近江米生産・流通ビジョン」(令和8年3月、近江米振興協会改訂)に基づき、事前契約による安定した取引を確保しつつ、品種別・用途別の需要に応じた生産を促進する。

家庭用については、食味ランキングで最高ランクの「特A」評価を獲得した「みずかがみ」、それと「コシヒカリ」を中心に、環境こだわり農業の柱の一つとして位置付ける「オーガニック農業」や新品種「きらみずき」を持続可能な農業のシンボルとして、本県ならではの「環境こだわり米」や有機栽培を推進し近江米のブランド力向上を図るとともに、業務用については「キヌヒカリ」、「秋の詩」、「日本晴」を中心に低コストによる多収栽培を進め、需要に対応する。

さらに、農地の集積・集約化を図るなど作業の効率化を進めることにより、さらなるコスト削減を図り、産地の競争力を高める。

(2) 備蓄米

国での入札の動きに合わせて、需給状況に応じた対応を行う。

(3) 非主食用米

水田の有効活用を図るための重要な品目と位置付け、麦・大豆の作付けに適さない地域や麦・大豆の作付けに限界感のある地域を中心に作付けを推進する。ただし、取組形態は、需要と地域や経営体の実情に応じて選択するものとし、産地交付金を活用し、必要に応じて区分管理による団地化の取組や複数年契約等を推進する。

ア 飼料用米

耕畜連携を進め、県内流通の拡大を図るとともに、非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、実需者との複数年契約に基づく計画的な生産を推進する。

区分管理による作付けに当たっては団地化を進めるとともに多収品種の活用や直播栽培等の省力的な技術の導入等により生産性の向上を図る。

また、一括管理方式による飼料用米の出荷についても、地域の実情や主食用米の需給状況を勘案し柔軟に推進するものとする。

イ 米粉用米

実需者との複数年契約に基づく計画的な生産を推進する。

区分管理による作付けに当たっては専用品種や多収品種の活用、直播栽培等の省力的な技術の導入等により生産性の向上を図る。

また、地域の実情に応じて一括管理方式も柔軟に推進する。

ウ 新市場開拓用米

輸出用をはじめ実需者との契約に基づく計画的な生産を推進する。契約を複数年で結ぶなどの安定的な取引を進める。

エ WCS 用稲

産地交付金を活用し耕畜連携を進め、県内流通の拡大を図るとともに、団地化や多収品種の取組により生産性、収量の向上に努める。

オ 加工用米

複数年契約など実需者との結びつきを強化し、一括管理方式を基本に需要に応じた計画的な作付けを推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

需要が見込める品目として契約に基づく確実な作付けを行うとともに、経営判断に基づく品目選定を推進する。

また、排水対策を徹底するとともに、土づくり、適期適正播種、病害虫・雑草防除、適期収穫などの基本技術の励行を推進する。麦では「びわほなみ」への転換、大豆では「ことゆたか A1 号」への転換や 300A 技術の推進を図り、収量および品質の向上を図る。

特に、効率の良い排水対策や作業の効率化を図るためには、地域ぐるみで取り組むブロックローテーションや団地化の取組が重要であることから、二毛作も含め産地交付金を活用し推進する。

なお、令和 9 年産麦の作付けに当たっては、令和 8 年産麦の一部の品種においてミスマッチが生じていることから、品種ごとの需要に応じた播種前契約に基づく作付けを徹底するとともに、実需者のニーズに基づき、産地と関係機関が連携し、用途に応じた品質を供給できるような栽培管理に努める。

国際情勢の変化等により、輸入飼料の価格高騰が続く中、県内畜産農家の需要に対応するため、労働生産性の高い子実用トウモロコシをはじめとする飼料作物の作付けを推進する。

(5) そば、なたね

地域振興作物と位置づけ、各地域の実情に合わせた取組について、産地交付金を活用し推進する。

また、ほ場の団地化や、排水対策の徹底など基本技術の励行を進める。

(6) 地力増進作物

県域での地力の低下に対応し、農業生産の基盤である土壌の生産力向上を図り、持続可能な農業を進めるため、産地交付金を活用し推進する。また、麦・大豆や高収益作物等の高付加価値化を図る。

ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、ソルガム、イタリアンライグラス、エン麦や青刈りトウモロコシ等の作物だけでなく、地力増進の効果が認められる作物につい

て推進を行う。また県の「水田農業高収益化推進計画」に位置付けた子実用とうもろこしについては残渣の鋤き込み後の地力向上の効果が認められることから、子実用とうもろこしの残渣を地力増進作物と位置付け、推進を行う。

(7) 高収益作物

加工業務用需要や市場出荷をめざす「市場出荷型園芸産地」については、生産性向上技術や低コスト省力化のための機械・施設の導入や、複数産地にまたがる産地の広域化を推進する。また直売所等に出荷・販売される「誘客型園芸産地」については、環境こだわり栽培などの生産を推進する。

それらの取組を進め、水田作経営の複合化による農家所得の向上や地産地消を推進する取組について、産地交付金を活用し推進する。

(8) 畑地化

畑地化の推進については、畑地化促進事業の産地づくりに向けた体制構築支援を活用し、地域のブロックローテーションに支障が生じないよう農業者や関係団体との話し合いの上、地域の実情に応じて畑地化に向けた誘導を行い、高収益作物や戦略作物等の導入・定着化を支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 地域農業再生協議会が水田収益力強化ビジョンを策定する場合には、都道府県水田収益力強化ビジョンの後に添付してください。

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	29,248		28,516		28,000	
備蓄米	0		240		261	
飼料用米	601	0	504	0	1,650	0
米粉用米	37	0	38	0	65	0
新市場開拓用米	136	38	127	30	220	20
WCS用稲	330	0	294	0	320	0
加工用米	296	29	256	18	450	10
麦	7,941	526	7,603	511	8,500	150
大豆	620	6,237	537	6,370	7,500	6,800
飼料作物	179	72	158	60	300	90
・子実用とうもろこし	26	0	28	0	46	0
そば	113	454	86	390	580	480
なたね	9	0	9	0	40	30
地力増進作物	10	158	14	180	50	30
高収益作物	620	251	563	221	2,092	1,301
・野菜	549	250	496	220	940	400
・花き・花木	34	1	33	1	45	1
・果樹	19	0	15	0	12	0
・その他の高収益作物	18	0	19	0	1,095	900
その他	11	40	4	40	21	1
・たばこ	1	0	1	0	2	0
・ハーブ	1	0	1	0	1	0
・こんにゃく芋	1	0	1	0	5	0
・薬用植物	1	0	1	0	1	0
・その他	7	40	0	40	12	1
畑地化	19		13		7	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆 （基幹作）	麦・大豆生産性・品質向上助成 （団地化型）	平均単収	麦（R7年度）364 kg/10a 大豆（R7年度）119 kg/10a	麦（R8年度）363 kg/10a 大豆（R8年度）162kg/10a
2	そば、なたね （基幹作）	そば・なたね振興助成 （基幹作）	そば、なたね作付面積 （基幹作）	（R7年度）109ha	（R8年度）140ha
3	戦略作物等 （二毛作）	戦略作物等助成 （二毛作）	戦略作物等作付面積 （二毛作）	戦略作物等 （R7年度）7,363 ha	戦略作物等 （R8年度）8,100 ha
4, 5	WCS用稲、加工用米、米粉 用米、飼料用米、新市場 開拓用米 （基幹作、二毛作）	飼料用稲等生産性向上助成 （基幹作、二毛作）	WCS用稲、加工用米、米粉 用米、飼料用米、新市場開 拓用米の生産性向上に資す る取組面積	WCS用稲 （R7年度）327ha WCS用稲以外 （R7年度）1,060ha	WCS用稲 （R8年度）340 ha WCS用稲以外 （R8年度）3,060 ha
6	新市場開拓用米 （基幹作）	新市場開拓用米助成 （基幹作）	新市場開拓用米作付面積 （基幹作）	（R7年度）97ha	（R8年度）220ha
7, 8	加工用米、新市場開拓用 米 （基幹作、二毛作）	複数年契約助成 （加工用米・新市場開拓用米） （基幹作、二毛作）	加工用米、新市場開拓用米 の複数年契約に基づく作付 面積	（R7年度）34ha	（R8年度）140ha
9, 10	新市場開拓用米 （基幹作、二毛作）	複数年契約加算 （新市場開拓用米） （基幹作、二毛作）	新市場開拓用米の複数年契 約に基づく作付面積	（R7年度）17ha	（R8年度）40ha
11	飼料作物 （基幹作）	飼料作物助成 （基幹作）	飼料作物作付面積 （基幹作）	（R7年度）157ha	（R8年度）180ha
12, 13	地力増進作物 （基幹作、二毛作）	地力増進作物助成 （基幹作、二毛作）	地力増進作物作付面積	（R7年度）162ha	（R8年度）50ha
14	飼料作物等 （基幹作）	耕畜連携加算 （耕畜連携）	耕畜連携取組面積	（R7年度）373ha	（R8年度）600ha
15, 16	別紙地域振興作物一覧に ある野菜、花き・花木、 果樹、雑穀、特用作物 （基幹作、二毛作）	地域振興作物助成 （基幹作、二毛作）	野菜、花き・花木、果樹、 雑穀、特用作物作付面積	（R7年度）872ha	（R8年度）1,200ha
17	麦、大豆 （基幹作）	麦・大豆生産性・品質向上助成 （追加防除型）	追加防除取組面積の拡大	-	（R8年度）6,184ha
18	大豆 （二毛作）	大豆生産性・品質向上助成（追 加防除型）	追加防除取組面積の拡大	-	（R8年度）4,989ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

整理番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	麦・大豆生産性・品質向上助成(団地化型)	1	4,000	麦、大豆 (基幹作)	概ね1ha以上の団地化。
2	そば・なたね振興助成(基幹作)	1	20,000	そば、なたね (基幹作)	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。
3	戦略作物等助成(二毛作)	2	10,000	戦略作物等 (二毛作)	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。 戦略作物等とは、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米、そば、なたねを指す。
4	飼料用稲等生産性向上助成(基幹作)	1	2,000	WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米、 新市場開拓用米	生産性向上のための取組を行う。
5	飼料用稲等生産性向上助成(二毛作)	2		新市場開拓用米	
6	新市場開拓用米助成(基幹作)	1	20,000	新市場開拓用米 (基幹作)	農協等との出荷契約または需要者等との販売契約に基づいて出荷する。
7	複数年契約助成(加工用米・新市場開拓用米) (基幹作)	1	2,000	加工用米、新市場開拓用米	需要者との3年以上の複数年契約に基づき作付けを行う。
8	複数年契約助成(加工用米・新市場開拓用米) (二毛作)	2			整理番号9,10と重複助成不可。
9	複数年契約加算(新市場開拓用米) (基幹作)	1	10,000	新市場開拓用米	需要者との3年以上の複数年契約(令和8年度以降に締結したもの)に基づき作付けを行う。
10	複数年契約加算(新市場開拓用米) (二毛作)	2			整理番号7,8と重複助成不可。
11	飼料作物助成(基幹作)	1	10,000	飼料作物 (基幹作)	飼料作物の作付けを行う。
12	地力増進作物助成(基幹作)	1	5,000	地力増進作物	地力増進作物を作付けし、働き込みを行い、跡作に作付けを行う。
13	地力増進作物助成(二毛作)	2	5,000		
14	耕畜連携加算(耕畜連携)	3	10,000	飼料作物等(子実どうもろこし追加) (基幹作)	耕畜連携の取組を行う。
15	地域振興作物助成(基幹)	1	13,000	別紙地域振興作物一覧にある野菜、花き・花木、果樹、雑穀、特用作物	飼料用米については生産性向上のための取組を行う。
16	地域振興作物助成(二毛作)	2			「明渠」「暗渠の施工」「高畦栽培」「心土破砕」「土づくり」のいずれかに取り組む。
17	麦・大豆生産性・品質向上助成(追加防除型) (基幹作)	1	4,000	麦、大豆 (基幹作)	現状の地域慣行防除回数に加え、「1回以上の病害虫防除を実施すること。
18	大豆生産性・品質向上助成(追加防除型) (二毛作)	2	2,000	大豆 (二毛作)	現状の地域慣行防除回数に加え、「1回以上の病害虫防除を実施すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

地域振興作物一覧(県設定分)

大津農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
青さやいんげ	そば菜		アスター	ユーカリ	アドベリー	小豆	あおばな
あおとう	そらまめ		かすみそう		いちじく	あわ	いぐさ
青菜	だいこん		カーネーション		うめ	えごま	かんぴょう
アスパラガス	たまねぎ		菊(小菊、中輪)		おうとう	きび	こんにゃく
いちご	ちんげん菜		キキョウ		かき	ごま	たばこ
ウド	漬け菜		切り花用菜の花		カリン	ハトムギ	茶
うり類	とうがらし		キンギョソウ		キウイフルー	ひえ	ハーブ
えだまめ	とうもろこし		キンセンカ		ぎんなん	らっかせい	ひょうたん
エンドウ豆	トマト		ケイトウ		くり		ホップ
オクラ	なす		リンドウ		桑		よもぎ
かぶ	菜の花		コスモス		さんしょう		薬用作物
かぼちゃ	ニラ		ゴテチャ		不知火		香用作物
カリフラワー	にんじん		しきみ		西洋なし		搾油用ひまわり
きくいも	にんにく		シクラメン		日本なし		
キヌサヤ	ねぎ		しば		びわ		
きのこ類	はくさい		スターチス		ぶどう		
キャベツ	パセリ		ストック		ブルーベリー		
きゅうり	花菜		ストレッチア		みかん		
くわい	ピーマン		センニチコウ		もも		
ごぼう	日野菜		チドリソウ		りんご		
こまつな	ふき		チューリップ		レモン		
ササゲ	ブロッコリー		トルコキキョウ		ゆず		
さつまいも	ほうれんそう		なでしこ		オリーブ		
さといも	マコモダケ		葉ボタン				
サニーレタス	みずな		パンジー				
サラダ菜	みつば		バラ				
ししとう	ミニトマト		ひまわり				
しそ	みぶな		べに花				
じゃがいも	みょうが		ほおずき				
しゅんぎく	メロン		マリーゴールド				
しょうが	モロヘイヤ		やぐるまそう				
食用菊	ヤーコン		ユリ				
すいか	やまいも		ラン				
すぐき	らっきょう		リアトリス				
ズッキーニ	ラディッシュ		ローダンセ				
セリ	レタス		ワレモコウ				
セルリー	れんこん		花木				
セレベス	わけぎ		切り花用母樹				
タラの芽			さかき				

地域振興作物一覽（県設定分）

対象作物(下限面積1a以上)

[illegible]

地域振興作物一覧(県設定分)

守山市農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀
だいこん	しそ	いちご	アスター	アヤメ	りんご	あわ
ラディッシュ	キャベツ	メロン	かすみそう		ぶどう	きび
かぶ	セルリー	わさび	カーネーション		日本なし	ひえ
すぐき	レタス	トレビス	きく		西洋なし	ハトムギ
にんじん	パセリ		キンギョソウ		もも	ごま
ごぼう	サニーレタス		キンセンカ		おうとう	えごま
れんこん	モロヘイヤ		キキョウ		びわ	小豆
しょうが	アスパラガス		ケイトウ		かき	
さつまいも	かぼちゃ		コスモス		くり	
じゃがいも	とうもろこし		小ぎく		うめ	
さといも	サンドマメ		ゴテチャ		いちじく	
やまいも	青さやいんげん		シクラメン		キウイフルーツ	
ヤーコン	ササゲ		スターチス		ブルーベリー	
セレベス	キヌサヤ		ストレッチア		アドベリー	
はくさい	エンドウ豆		ストック		カリン	
ほうれんそう	そらまめ		センニチコウ		みかん	
こまつな	えだまめ		チューリップ		ゆず	
ちんげん菜	らっかせい		チドリソウ		レモン	
みずな	カリフラワー		トルコキキョウ		不知火	
みつば	ブロッコリー		なでしこ		さんしょう	
みぶ菜	オクラ		パンジー		ぎんなん	
日野菜	きゅうり		バラ		切り花用母樹	
そば菜	ズッキーニ		ひまわり		パパイヤ	
サラダ菜	うり類		べに花			
花菜	なす		マリーゴールド			
青菜	あおとう		やぐるまそう			
漬け菜	ししとう		ユリ			
ねぎ	とうがらし		ラン			
わけぎ	トマト		リアトリス			
ニラ	ミニトマト		ローダンセ			
セリ	ピーマン		ワレモコウ			
ふき	食用菊		切り花用菜の花			
ウド	菜の花		ほおずき			
たまねぎ	すいか		しきみ			
にんにく	きのこ類		葉ボタン			
らっきょう	マコモダケ		しば			
みょうが	きくいも		花木			
くわい	春菊		ガマ			

地域振興作物一覧(県設定分)

栗東市農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
あおとう	じゃがいも	パセリ	アスター	トルコキキョウ	アドベリー	小豆	あおばな
アスパラガス	しゅんぎく	ピーマン	かすみそう	なでしこ	いちじく	あわ	いぐさ
いちご	しょうが	ふき	キキョウ	バラ	うめ	えごま	かんぴょう
ウド	食用菊	プロツコリー	きく	パンジー	おうとう	きび	こんにゃく
うり類	すいか	ほうれんそう	キンギョソウ	ひまわり	かき	ごま	たばこ
えだまめ	すぐき	マコモダケ	キンセンカ	べに花	カリン	ハトムギ	ハーブ
エンドウ豆	ズッキーニ	みずな	ケイトウ	ほおずき	キウイフルーツ	ひえ	ひょうたん
オクラ	セリ	みつば	コスモス	マリーゴールド	ぎんなん	らっかせい	よもぎ
かぶ	セルリー	ミニトマト	ゴテチャ	やぐるまそう	くり		香用作物
かぼちゃ	セレベス	みぶ菜	しきみ	ユリ	さんしょう		搾油用ひまわり
カリフラワー	そば菜	みょうが	シクラメン	ラン	びわ		山菜
きくいも	そらまめ	メロン	芝	リアトリス	ぶどう		薬用作物
キヌサヤ	だいこん	モロヘイヤ	しばざくら	ローダンセ	ブルーベリー		
きのこ類	たまねぎ	ヤーコン	スターチス	ワレモコウ	みかん		
キャベツ	ちんげん菜	やまいも	ストック	花木	もも		
きゅうり	とうがらし	らっきょう	ストレッチア	小ぎく	ゆず		
くわい	とうもろこし	ラディッシュ	センニチコウ	切り花用菜の花	りんご		
ごぼう	トマト	レタス	チドリソウ	葉ボタン	西洋なし		
こまつな	なす	れんこん	チューリップ		切り花用母樹		
ササゲ	菜の花	わけぎ			日本なし		
さつまいも	ニラ	花菜			不知火		
さといも	にんじん	青さやいんげん					
サニーレタス	にんにく	青菜					
サラダ菜	ねぎ	漬け菜					
ししとう	はくさい	日野菜					
しそ							

地域振興作物一覧(県設定分)

野洲市農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜		花き・花木		果樹	雑穀	地力増進作物
だいこん	しそ	アスター		ナシ	小豆	ソルガム
ラディッシュ	キャベツ	かすみそう		ブドウ	ごま	クローバー
かぶ	セルリー	カーネーション		モモ	あわ	エン麦
すぐき	レタス	きく		カキ	きび	レンゲ
にんじん	パセリ	キンギョソウ		オウトウ	ひえ	ヘアリーベッチ
れんこん	サニーレタス	キンセンカ		ブルーベリー	ハトムギ	コスモス
しょうが	モロヘイヤ	キキョウ		りんご	えごま	イタリアンライグラス
さつまいも	アスパラガス	ケイトウ		桃	らっかせい	青刈りトウモロコシ
じゃがいも	かぼちゃ	コスモス		桑		大豆
さといも	とうもろこし	小ぎく		レモン		ベルシアンクローバー
やまいも	青さやいんげん	ゴテチャ		フィンガーライム		
ヤーコン	ササゲ	シクラメン		ライム		
セレペス	キヌサヤ	スターチス		イチジク		
はくさい	エンドウ豆	ストレッチア				
ほうれんそう	そらまめ	ストック				
こまつな	えだまめ	センニチコウ				
ちんげん菜	カリフラワー	チューリップ				
みずな	オクラ	チドリソウ				
みつば	きゅうり	トルコキキョウ				
みぶ菜	ズッキーニ	なでしこ				
日野菜	うり類	パンジー				
そば菜	なす	バラ				
サラダ菜	あおとう	ひまわり				
花菜	ししとう	べに花				
青菜	とうがらし	マリーゴールド				
漬け菜	トマト	やぐるまそう				
ねぎ	ミニトマト	ユリ				
わけぎ	ピーマン	ラン				
ニラ	食用菊	リアトリス				
セリ	菜の花	ローダンセ				
ふき	いちご	ワレモコウ				
ウド	すいか	切り花用菜の花				
たまねぎ	きのこ類	ほおずき				
らっきょう	マコモダケ	しきみ				
みょうが	きくいも	葉ボタン				
にんにく	くわい	しば				
メロン	ブロッコリー	花木				
しゅんぎく	ごぼう					
カブ	トレビス					

[illegible]

[illegible]

地域振興作物一覧(県設定分)

近江八幡市農業再生協議会

対象作物(下限面積 仮畦畔で区切り1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
きゅうり	トマト	なす	アスター	カーネーション	ぶどう	小豆	たばこ
ピーマン	カボチャ	イチゴ	かすみそう	花木	マンゴー	落花生	へちま
すいか	メロン	キャベツ	キキョウ	菊	みかん		ひょうたん
白菜	ほうれん草	青ネギ	切り花用菜の花	キンギョソウ	ぶんとん		なり駒
玉ねぎ	レタス類	大根	キンセンカ	ケイトウ	レモン		
人参	サトイモ	レンコン	小菊	コスモス	中晩生柑橘類		
枝豆	青さやインゲン	トウモロコシ	ゴテチャ	さかき	いちじく		
根菜類	さつまいも	豆類	しきみ	シクラメン	キンカン		
うり類	小松菜	ルッコラ	スターチス	ストック	ゆず		
ミブナ	カブ類	菜花	ストレッチア	センニチソウ	あけび		
トウガラシ	ブロッコリー	ヒノナ	フリソウ	チューリップ	なし		
ニンニク	北之庄菜	チンゲン菜	トルコキキョウ	なでしこ	くり		
エンドウ豆	オクラ	モロヘイヤ	ヒペリカム	葉ボタン	もも		
ズッキーニ	ターサイ	水菜	バラ	パンジー	ブルーベリー		
あおとう	青菜	アスパラガス	ひまわり	べに花	バナナ		
まくわ	えごま	エシャロット	ほおずき	マリーゴールド	ライム		
カリフラワー	キクイモ	キヌサヤ	やぐるまそう	ユリ			
キノコ類	くわい	ゴーヤ	ラン	リアトリス			
ごぼう	ゴマ	ササゲ	ローダンセ	ワレモコウ			
サニーレタス	サラダ菜	ししとうがらし	竜のヒゲ	スプレーマム			
しそ	ジャガイモ	春菊	ハス	うらじろ			
しょうが	ずいき	スグキ	ポトス	ローズマリー			
セリ	セルリー	ミニトマト	スパティフラム	グズマニア			
ネギ類	そらまめ	甘長とうがらし	ガーベラ	ヒマワリ			
長いも	ニラ	パセリ	スターチス	ドラセナ			
コーンサラダ	ハトムギ	ふき	ディフンバキア	シェフレラ			
マコモダケ	みつば	パプリカ	ストレチア	トレニア			
ミョウガ	イモ類	山芋	ポーチュカ	プロフェュジョン			
ニンニクの芽	らっきょう	ラディッシュ	千日紅	マランボジウム			
わけぎ	つまみ菜	メキャベツ	ホウキ草	グロリオサ			
白ネギ	なた豆	セロリ	アストロメリア	シンビジウム			
レタス類	ミディトマト	洋菜類	ポインセチア	グラジオラス			
タラの芽	スイートコーン	インゲン	おみなえなし	インパチェンス			
ビーツ	ロマネスコ		フラッシュ	パキラ			
			スーパーメリー	ステウトメリ			
			マッサンケアナ	ユーカリ			

別紙

地域振興作物一覧(県・地域設定分)

東近江市水田農業活性化協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
アイスプラント	春菊	みつば	アスター	マーガレット	アドベリー	あわ	あおばな
青パパイヤ	しょうが	ミニトマト	アメジストセージ	マリーゴールド	いちじく	えごま	いぐさ
アスパラガス	すいか	みぶ菜	アヤメ	やぐるまそう	うめ	きび	かんぴょう
いちご	ずいき	みょうが	カーネーション	ユリ	おうとう	ごま	ケナフ
いんげん豆	すぐき	メロン	ガーベラ	ユーカリ	オリーブ	ハトムギ	こんにやく
ウド	ズッキーニ	モロッコサンド	かすみ草	ラン	柿	ひえ	こんにやく芋
うり	スナック豆	モロヘイヤ	ききょう	リアトリス	カリン	落花生	サボテン
エシャロット	セリ	ヤーコン	菊	ローダンセ	木いちご	小豆	たばこ
枝豆	セルリー	やまいも	金魚草	ワレモコウ	キウイフルーツ		タラの芽
エンドウ豆	そば菜	らっきょう	金盞花	花木	ぎんなん		ハーブ
オカワカメ	そらまめ	ラディッシュ	組み花用花卉	切り花用菜の花	くり		ひょうたん
オクラ	だいこん	レタス	ケイトウ	切り花用母樹	くるみ		ヘチマ
かぶ	たまねぎ	れんこん	小菊	葉ボタン	桑		ホップ
かぼちゃ	チコリ	わけぎ	コケ	松	サクランボ		よもぎ
カリフラワー	チヨロギ	わさび	コスモス		さんしょう		わらび
きくいも	ちんげん菜	わさび菜	ゴテチャ		びわ		香用作物
絹莢えんどう	とうがらし	花菜	柿		フェイジョア		搾油用ひまわり
きのこ類	とうもろこし	菜の花	桜		ぶどう		山菜
キャベツ	トマト	種苗類	シクラメン		ブルーベリー		青刈り稲わら
きゅうり	とらまぐわ	食用菊	しば		みかん		茶
グリーンピース	なす	食用ホオズキ	スターチス		もも		綿花
くわい	ニラ	青さやいんげん	ストック		ゆず		薬用作物
ゴーヤ	にんじん	青菜	ストレリチア		りんご		
ごぼう	にんにく	日野菜	センニチコウ		レモン		
こまつな	ねぎ	野沢菜	チドリソウ		西洋なし		
ササゲ	白菜		チューリップ		日本なし		
さつまいも	パセリ		デンドロビウム		不知火		
さといも	ハッシュウマメ		トルコキキョウ				
サニーレタス	ピーマン		なでしこ				
サラダ菜	ふき		ハス				
サンチェ	ブロッコリー		バラ				
四角豆	ヘチマ		パンジー				
ししとう	ほうれん草		ひまわり				
しそ	まくわ		フォックスフェイス				
自然薯	マコモダケ		べに花				
じゃがいも	水菜		ほおずき				

[illegible]

地域振興作物一覧(県設定分)

竜王農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
アイスプラント	セレベス	食用菊	アスター	葉ボタン	いちじく	あわ	たらの芽
あおとう	そば菜	杉谷なす	カーネーション		うめ	えごま	ハーブ
青パパイヤ	そらまめ	青さやいんげん	かすみそう		おうとう	きび	ひょうたん
アスパラガス	だいこん	青菜	キキョウ		柿	ごま	ホップ
いちご	たまねぎ	漬け菜	きく		西洋なし	ハトムギ	薬用作物
ウド	ちんげん菜	日野菜	キンギョソウ		日本なし	ひえ	綿花
うり類	とうがらし	北之庄菜	キンセンカ		ぶどう	らっかせい	
エシャロット	とうもろこし		ケイトウ		ブルーベリー	小豆	
えだまめ	トマト		コケ		もも		
エンドウ豆	なす		コスモス		レモン		
オクラ	ニラ		ゴテチャ				
かぶ	にんじん		しきみ				
かぼちゃ	にんにく		シクラメン				
カリフラワー	ねぎ(白ねぎ除く)		しば				
きくいも	はくさい		スターチス				
キヌサヤ	パセリ		ストック				
きのこ類	ピーマン		ストレッチア				
キャベツ	ふき		センニチコウ				
きゅうり	ブロッコリー		チドリソウ				
くわい	ほうれんそう		チューリップ				
ごぼう	マコモダケ		トルコキキョウ				
こまつな	みずな		なでしこ				
ササゲ	みつば		バラ				
さつまいも	ミニトマト		パンジー				
さといも	みぶ菜		ひまわり				
サニーレタス	みょうが		べに花				
サラダ菜	メロン		ほおずき				
ししとう	モロヘイヤ		マリーゴールド				
しそ	ヤーコン		やぐるまそう				
じゃがいも	やまいも		ユーカリ				
しゅんぎく	らっきょう		ユリ				
しょうが	ラディッシュ		ラン				
白ねぎ	レタス		リアトリス				
すいか	れんこん		ローダンセ				
すぐき	わけぎ		ワレモコウ				
ズッキーニ	下田なす		花木				
セリ	花菜		小ぎく				
セルリー	菜の花		切り花用菜の花				

地域振興作物一覧(県設定分)

彦根市農業再生協議会

対象作物(下限面積については※参照)

※ 露地園芸作物助成は野菜・花き・雑穀。下限面積は5a。

施設園芸作物助成は野菜・花き・雑穀。下限面積1a。

水稻・戦略作物と組合せて二毛作として作付けする野菜。下限面積は10a。

特用作物は、鳥居本地域のみの設定。下限面積1a。

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
青さやいんげん	セリ	よもぎ	アスター			小豆	ウド
あおとう	セルリー	らっかせい	カーネーション			あわ	かんぴょう
アサツキ	セレベス(アカメイモ)	らっきょう	かきつばた			きび	きのこ類
アスパラガス	そば菜	ラディッシュ	かすみそう			ごま	ぎんなん
いちご	そらまめ	レタス	キキョウ			ひえ	香用作物
ウド	だいこん	れんこん	菊				山菜
エシャロット	たまねぎ	ワケギ	切り花用菜の花				さんしょう
えだまめ	タロイモ		キンギョソウ				しそ
エンドウ豆	ちんげん菜		キンセンカ				しょうが
オクラ	とうがらし		ケイトウ				ハーブ
かぶ	とうもろこし		小菊				ひょうたん
かぼちゃ	トマト		コケ				ふき
カリフラワー	トレビス		コスモス				みょうが
きくいも	なす		ゴテチャ				薬用作物
キヌサヤ	なばな		シクラメン				やまいも
きのこ類	ニラ		芝				よもぎ
キャベツ	にんじん		スイレン				オクラ
きゅうり	にんにく		スターチス				ししとう
グリーンピース	ねぎ		ストック				とうがらし
くわい	はくさい		ストレッチア				ピーマン
ゴーヤー	はくさい菜		センニチコウ				リンドウ
ごぼう	パセリ		チドリソウ				切り花用母樹
こまつな	ピーマン		チューリップ				
ササゲ	日野菜		トルコキキョウ				
さつまいも(かんしょ)	ふき		なでしこ				
さといも	ブロッコリー		葉ボタン				
サニーレタス	ほうれんそう		パンジー				
サラダ菜	まくわうり		ひまわり				
ししとう	マコモダケ		ベニバナ				
しそ	みずな		ほおずき				
じゃがいも(ばれいしょ)	みつば		マリーゴールド				
しゅんぎく	ミニトマト		やぐるまそう				
しょうが	みぶ菜		ユリ				
食用菊	みょうが		ラン				
白うり	メロン		リアトリス				
すいか	モロヘイヤ		ローダンセ				
すぐき	ヤーコン		ワレモコウ				
ズッキーニ	やまいも						

地域振興作物一覽(県設定分)

愛莊町農業再生協議会

※やまいもの下限面積は5a以上、他は1a以上

[illegible]

地域振興作物一覽(県設定分)

豊郷町農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

[illegible]

別紙

地域振興作物一覽(県設定)

甲良町農業再生協議会

対象作物(下限面積 1a 以上)

[illegible]

地域振興作物一覧(県設定分)

多賀町農業再生協議会

対象作物(下限面積3a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
だいこん	とうもろこし	マコモダケ	クワ		りんご	小豆	
ラディッシュ	青さやいんげん	きくいも	さんしょう		ぶどう	ごま	
かぶ	ササゲ	ニンジン	ぎんなん		日本なし	あわ	
すぐき	キヌサヤ	ブロッコリー	切り花用母樹		西洋なし	きび	
ごぼう	エンドウ豆		小菊		もも	ひえ	
れんこん	そらまめ		リンドウ		おうとう	ハトムギ	
しょうが	えだまめ		リアトリス		びわ	えごま	
さつまいも	カリフラワー				かき	らっかせい	
じゃがいも	オクラ				くり		
さといも	きゅうり				うめ		
やまいも	ズッキーニ				いちじく		
ヤーコン	うり類				キウイフルーツ		
セレベス	なす				ブルーベリー		
はくさい	下田なす				カリン		
ほうれんそう	杉谷なす				みかん		
こまつな	あおとう				ゆず		
ちんげん菜	ししとう				不知火		
みずな	とうがらし				レモン		
みつば	トマト						
しゅんぎく	ミニトマト						
みぶ菜	ピーマン						
日野菜	食用菊						
そば菜	菜の花						
サラダ菜	いちご						
花菜	メロン						
北之庄菜	すいか						
青菜	きのこ類						
漬け菜	みょうが						
ねぎ	くわい						
わけぎ	しそ						
ニラ	キャベツ						
セリ	セルリー						
ふき	レタス						
ウド	パセリ						
たまねぎ	サニーレタス						
にんにく	モロヘイヤ						
らっきょう	アスパラガス						
エシャロット	かぼちゃ						

地域振興作物一覧(県設定分)

長浜市農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

地域振興作物				
園芸作物				
野菜	花き	雑穀	特用作物	
だいこん	レタス	アスター	小豆	山菜
かぶ	パセリ	かすみそう	あわ	こんにゃく芋
すぐき	サニーレタス	きく	きび	あおばな
にんじん	モロヘイヤ	キンギョソウ	ひえ	たばこ
ごぼう	アスパラガス	キンセンカ	ハトムギ	いぐさ
れんこん	かぼちゃ	ケイトウ	らっかせい	ハーブ類
しょうが	とうもろこし	コスモス	ごま	薬用作物
さつまいも	青さやいんげん	小ぎく		香用作物
じゃがいも	キヌサヤ	ゴテチャ		搾油用ひまわり
さといも	エンドウ豆	スターチス		かんぴょう
やまいも	そらまめ	ストック		ひょうたん
ヤーコン	えだまめ	センニチコウ		搾油用えごま
セレベス	なたまめ	チューリップ		搾油用なたね
はくさい	カリフラワー	チドリソウ		よもぎ
ほうれんそう	ブロッコリー	トルコキキョウ		ホップ
こまつな	オクラ	なでしこ		茶
ちんげん菜	きゅうり	パンジー		わさび
みずな	ズッキーニ	ひまわり		
みつば	うり類	べに花		
しゅんぎく	なす	マリーゴールド		
みぶ菜	あおとう	やぐるまそう		
日野菜	ししとう	ユリ		
そば菜	トマト	ラン		
サラダ菜	ミニトマト	ローダンセ		
青菜	ピーマン	切り花用菜の花		
ねぎ	食用花	ほおずき		
わけぎ	いちご	葉ボタン		
ニラ	メロン	花き類		
セリ	すいか	バラ		
ふき	まくわ	シクラメン		
ウド	芋じく			
たまねぎ	亜麻			
にんにく	つくね芋			
らっきょう	えごま			
みょうが	とうがらし			
くわい	ラディッシュ			
しそ	ササゲ			
キャベツ	青パパイヤ			
セルリー	マコモダケ			
出荷用野菜苗				

地域振興作物一覧(県設定分)

米原市農業再生協議会

対象作物(下限面積〇a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
青菜	セリ	やまいも	アスター			小豆	いぐさ
青さやいんげん	セルリー	よもぎ	アマランサス			あわ	かんぴょう
あおとう	セレベス	落花生	かすみそう			きび	香用作物
青パパイヤ	そば菜	ラッキョウ	カナリアナス			ハトムギ	こんにやく芋
アスパラガス	そらまめ	ラディッキオ	キキョウ			ひえ	搾油用ひまわり
イチゴ	だいこん	ラディッシュ	菊(小菊)				山菜
ウド	たまねぎ	レタス	切り花用菜の花				たばこ
うり類	チンゲンサイ	れんこん	キンギョソウ				ハーブ
えごま	漬け菜	わけぎ	キンセンカ				ひょうたん
えだまめ	ツルムラサキ	わさび	ケイトウ				ホップ
えんどう豆	とうがらし	ワラビ	コスモス				薬用作物
オクラ	冬瓜		ゴテチャ				
かぶ	とうもろこし		シクラメン				
かぼちゃ	トマト		しば				
カリフラワー	ナス		スターチス				
きくいも	菜の花類		ストック				
キヌサヤ	ニラ		ストレリチア				
きのこ類	にんじん		センニチコウ				
きゃべつ	にんにく		チドリソウ				
きゅうり	ねぎ		チューリップ				
くわい	はくさい		トルコギキョウ				
ごぼう	パセリ		なでしこ				
ごま	ピーツ		葉牡丹				
こまつな	ピーマン		バラ				
ササゲ	日野菜		パンジー				
さつまいも	ふき		ひまわり				
さといも	ブロッコリー		べにばな				
サニーレタス	ほうれんそう		ほおずき				
サラダ菜	マクワウリ		マリーゴールド				
ししとう	マコモダケ		やぐるまそう				
しそ	みずな		ユリ				
じゃがいも	みつば		ラン				
しゅんぎく	ミニトマト		リアトリス				
しょうが	みぶな		リンドウ				
食用菊	みょうが		ローダンセ				
スイカ	メロン		ワレモコウ				
すぐき	モロヘイヤ						
ズッキーニ	ヤーコン						

地域振興作物一覧(県設定分)

高島市農業再生協議会

対象作物(下限面積1a以上)

野菜			花き・花木		果樹	雑穀	特用作物
ラディッシュ	パセリ	すぐき	アスター	キク	りんご	はと麦	山菜
ふき	サニーレタス	セルリー	かすみそう	ユーカリ	日本なし	きび	あおばな
にんじん	モロヘイヤ	れんこん	カーネーション	リンドウ	もも	あわ	よもぎ
うど	アスパラガス	きのこ類	花木		うめ	ひえ	ホップ
きゅうり	ブロッコリー	やまいも類	キンギョソウ		かき	小豆	いぐさ
トマト	赤かぶ	玉ねぎ	キンセンカ		くり	落花生	ハーブ
なす	ササゲ	チコリ	キキョウ		いちじく	ごま	薬用作物
ピーマン	キヌサヤ	トレビス	ケイトウ		ぶどう	えごま	香用作物
かぼちゃ	そらまめ	ルッコラ	コスモス		アドベリー		かんぴょう
イチゴ	その他うり類		コケ		カリン		ひょうたん
すいか	えんどう豆		小ぎく		不知火		茶
セレベス	カリフラワー		ゴテチャ		レモン		たばこ
メロン	ヤーコン		シクラメン		さんしょう		こんにゃく
キャベツ	オクラ		スターチス		おうとう		搾油用ひまわり
こまつな	ゴーヤー		ストレッチア		キウイフルーツ		
ちんげん菜	ズッキーニ		ストック		ぎんなん		
みずな	みょうが		センニチコウ		クワ		
みつば	あおとう		チューリップ		西洋なし		
しゅんぎく	ししとう		チドリソウ		びわ		
みぶ菜	とうがらし		綿		ブルーベリー		
日野菜	ミニトマト		トルコキキョウ		みかん		
そば菜	食用菊		なでしこ		ゆず		
サラダ菜	菜の花		パンジー		切り花用母樹		
花菜	青さやいんげん		バラ		すもも		
北之庄菜	かぶ		ひまわり		オリーブ		
青菜	じゃがいも		べに花		フェイジョア		
漬け菜	まくわうり		マリーゴールド				
わさび菜	とうもろこし		やぐるまそう				
わけぎ	さつまいも		ユリ				
ニラ	レタス		ラン				
セリ	大根		リアトリス				
白菜	さといも		ローダンセ				
ほうれん草	マコモダケ		ワレモコウ				
ねぎ	きくいも		切り花用菜の花				
にんにく	しょうが		ほおずき				
らっきょう	くわい		しきみ				
エシャロット	ごぼう		葉ボタン				
えだまめ	しそ		しば				

(別紙)

生産性向上のための取組

取組内容	備考
① 地域内流通 ※飼料用米は必須	県内の需要者への出荷
② 多収品種の導入	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領の別紙1の第4の3に定める品種(地域特認品種「吟おうみ」含む)
③ 育苗・移植作業の省力化、効率化 (直播栽培、乳苗移植、プール育苗、密苗栽培)	
④ 土づくり (堆肥の施用、緑肥の活用、ケイ酸質資材等の土づくり資材施用)	
⑤ 肥料の低コスト化、省力化 (土壌分析・生育診断を踏まえた施肥、側条施肥)	
⑥ 農薬の低コスト化、省力化 (種子の温湯消毒、農薬の苗箱播種同時処理、農薬の田植同時処理、共同防除)	
⑦ 立毛乾燥	飼料用米に限る
⑧ 担い手が行う取組	農地中間管理機構の借受者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、地域計画に位置付けられた地域の中心となる経営体
⑨ 集積・団地化	概ね1ha以上連担して水稻の作付けが行われている団地が対象
⑩ 施設・機械の共同利用	
⑪ 収穫・流通体制の改善 (フレコン・バラ出荷、オペレータやコントラクタ等への作業委託)	
⑫ 作期分散	
⑬ 化学肥料、農薬の使用量削減	
⑭ スマート農業機器の活用	
⑮ ほ場由来の温室効果ガスの削減	
⑯ ほ場への炭素貯蔵	

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 都道府県名

滋賀県

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
滋賀県 (①)	1,238,065,000	1,238,065,000		1,238,065,000
地域農業再生協議会合計 (②)	499,444,000	499,444,000		499,406,600
大津市農業再生協議会	20,025,000	20,025,000		20,025,000
草津市農業再生協議会	5,130,000	5,130,000		5,130,000
守山市農業再生協議会	4,367,000	4,367,000		4,366,800
栗東市農業再生協議会	6,199,000	6,199,000		6,190,000
野洲市農業再生協議会	3,325,000	3,325,000		3,314,600
甲賀市農業再生協議会	33,944,000	33,944,000		33,943,800
湖南市農業再生協議会	1,228,000	1,228,000		1,224,400
近江八幡市農業再生協議会	46,885,000	46,885,000		46,885,000
東近江市水田農業活性化協議会	84,374,000	84,374,000		84,374,000
日野町農業再生協議会	15,662,000	15,662,000		15,662,000
竜王町農業再生協議会	20,564,000	20,564,000		20,561,200
彦根市農業再生協議会	38,046,000	38,046,000		38,046,000
愛荘町農業再生協議会	11,523,000	11,523,000		11,520,000
豊郷町農業再生協議会	1,127,000	1,127,000		1,127,000
甲良町農業再生協議会	4,222,000	4,222,000		4,222,000
多賀町農業再生協議会	4,308,000	4,308,000		4,300,800
長浜市農業再生協議会	135,332,000	135,332,000		135,332,000
米原市農業再生協議会	31,036,000	31,036,000		31,036,000
高島市農業再生協議会	32,147,000	32,147,000		32,146,000
合計 (①+②)	1,737,509,000	1,737,509,000		1,737,471,600

(注) 追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

(参考) 国からの配分枠

	配分枠 (A+B)		
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
国からの配分枠	1,737,509,000	1,737,509,000	

3. 活用方法

配分枠
1,238,065,000

整理 番号		使途 ※1	作 期等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3												合計 ② ※5	所要額 ①×② (円)			
					戦略作物						大豆	飼料作物 米 飼料用米	WCS用稲 加工用米	新市場 開拓用 米	そば	なたね 増進 作物			高収益作物		
					麦	野菜	花き・花木	果樹	その他の 高収益作物	その他											
1	麦・大豆生産性・品質向上助成 (団地化型)	1	4,000	723,374	50,278													773,652	309,460,800		
2	そば・なたね振興助成(基幹作)	1	20,000															0	0		
3	戦略作物等助成(二毛作)	2	10,000	52,675	608,110	7,231				2,963	3,829	45,473	916					721,197	721,197,000		
4	飼料用稲等生産性向上助成(基幹作)	1	2,000				4,495	70,805	32,898	29,824	9,830							147,852	29,570,400		
5	飼料用稲等生産性向上助成(二毛作)	2	2,000									2,993	3,830					6,823	1,364,600		
6	新市場開拓用米助成(基幹作)	1	20,000															0	0		
7	複数年契約助成(基幹作) (加工用米・新市場開拓用米)	1	2,000										1,326					1,326	265,200		
8	複数年契約助成(二毛作) (加工用米・新市場開拓用米)	2	2,000										2,146					2,146	429,200		
9	複数年契約加算(基幹作) (新市場開拓用米)	1	10,000															0	0		
10	複数年契約加算(二毛作) (新市場開拓用米)	2	10,000															0	0		
11	飼料作物助成(基幹作)	1	10,000			15,789												15,789	15,789,000		
12	地力増進作物助成(基幹作)	1	5,000			197									244			441	220,500		
13	地力増進作物助成(二毛作)	2	5,000												15,886			15,886	7,943,000		
14	耕畜連携加算(耕畜連携)	3	10,000			4,044		13,176	20,191									37,411	37,411,000		
15	地域振興作物助成(基幹)	1	13,000												44,679	2,996	739	49,612	64,495,600		
16	地域振興作物助成(二毛作)	2	13,000												34,282	78		38,399	49,918,700		
17	麦・大豆生産性・品質向上助成 (追加防除型)(基幹作)	1	4,000															0	0		
18	大豆生産性・品質向上助成 (追加防除型)(二毛作)	2	2,000															0	0		
合計(基幹)※4				723,374	50,278	15,789	4,495	70,805	32,898	29,824	11,156	0	0	244	44,679	2,996	739	0	1,198	988,475	
合計(二毛作)※4				52,675	608,110	7,231	0	0	5,956	9,805	45,473	916	15,886	34,282	78			0	4,039	784,451	
																				※6	
																				1,238,065,000	

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」を記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。
なお、耕畜連携で二毛作を対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携、二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途については、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)」の「面積」は、基幹作を対象とした設定の「面積」を記入し、「合計(二毛作)」の「面積」は、二毛作を対象とした設定の「面積」を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

＜追加配分等を受けた場合＞ ①地域の取組に応じた配分のうち、地力増進作物の作付けに対する追加配分があった場合は該当する地域農業再生協議会へ配分する。 ②地域の取組に応じた配分のうち、そば・なたね作付の取組、新市場開拓用米作付の取組、新市場開拓用米の複数年契約の取組の配分は整理番号2、6、9、10で活用する。 ③国から減額調整があった場合、当該減額対象となった協議会へ、該当する金額を減額して①と合わせて配分する。 ④魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援Ⅱに対する追加配分があった場合は、当該取組を計画している市町メニューおよび整理番号17、18で活用する。 ⑤上記①～④以外の追加配分があった場合は、整理番号1、3、4、5、7、8、11、12、13、14、15、16、17、18の取組計画面積の小さい順に単価調整を行う(千円単位)。しかし、順番通りに活用すると、所要額を超えてしまう等の場合は、過不足なく活用できるよう調整を行う。 ⑥県設定分に活用してもなお余剰がある場合は、各地域協議会へ必要額を案分する。 ＜減額調整の際の調整方法＞ 下記5. のとおり
--

5. 所要額が配分枠を超えた場合の調整方法

※各地域農業再生協議会配分額のうち不執行が明確な場合はそれを県配分枠に加えた上、以下の単価調整を行う。なお、県で単価調整後、地域協議会での配分調整の実施が効率的であると判断した場合は、不足する地域協議会へ再配分することができることとする。 整理番号11、14、15、16について、単価の高い整理番号から順に単価調整を行う(千円単位)。単価が同額の場合、取組面積の小さい整理番号から順に、単価調整を行う。なお、下限金額は下記のとおりとする。 整理番号11: 7,000円 整理番号14: 7,000円 整理番号15: 8,000円 整理番号16: 8,000円 上記の調整でも、残額が多くなる場合、県設定分を有効に活用できるよう、他の整理番号で調整する場合はある。(千円単位)

6. 高収益作物について

--

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	1
使途名	麦・大豆生産性・品質向上助成（団地化型）					
対象作物	麦、大豆（基幹作）					
単 価	4,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、5,000円/10aを上限に調整）					
課 題	麦、大豆については品質・収量の年次変動が大きく、実需者が求める品質・収量を安定的に確保する必要がある。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	平均単収	目 標	麦 360kg/10a	麦 360kg/10a	麦 361kg/10a	麦 363kg/10a
			大豆 160kg/10a	大豆 160kg/10a	大豆 161kg/10a	大豆 162kg/10a
		実績	麦 358kg/10a	麦 319kg/11a	麦 364kg/10a	—
大豆 136kg/10a	大豆 71kg/11a		大豆 119kg/10a			
内 容	麦、大豆の生産において、生産性および品質の向上を図るため、団地化により作付された麦、大豆（基幹作）に対し助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 麦、大豆を作付けする販売農家または集落営農 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田 【取組の要件】 次の①または②の要件を満たしていること。 ①ひとつの助成対象作物について、概ね１ha以上連担して団地が形成されていること。 ②概ね２ha以上の団地が形成されており、ひとつの助成対象作物について概ね１ha以上作付けが行われていること。 この場合、団地を構成する作物は、湛水性作物以外の作物とし、調整水田、保全管理等の不作付地は含まない。 【その他】 ・団地内に河川や道路等の線的施設が介在していても、大型機械の往来に支障がない（渡河、横断する箇所まで100m程度）限り、連担として取り扱う。 ・鉄道、高架など、助成水田間相互で大型機械が円滑に移動できない線的施設については、原則として連担とみなさない。 ・団地内に介在する畑および宅地（農家住宅、農舎、格納庫等）については、農業者に関わるものとし、大型機械の往来に支障がない限り、連担として取り扱う。 ・取組要件①、②の団地化の判定には二毛作部分を含めることができるものとする。					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 【取組の要件】 営農計画書、ほ場位置図により確認					
成果等の 確認方法	平均単収については、令和９年３月中旬に作物統計調査（農林水産省）により、滋賀県の麦および大豆の10a当たり収量を確認する。					
備考	支援年限は令和１１年度とする。ただし品質、収量の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	2
使途名	そば・なたね振興助成（基幹作）					
対象作物	そば、なたね（基幹作）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	水田農業経営の収益力の向上を図るため、地域で需要の高い品目の作付けを進める必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	そば・なたね作付面積(基幹作)	目標	138ha	138ha	139ha	140ha
		実績	115ha	124ha	109ha	—
内 容	基幹作物として作付されたそば・なたねに対し、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 農家または集落営農（法人を含む） 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組の要件】 そば・なたねの作付けを行うこと。 農協等と需要者との出荷契約または販売契約に基づく出荷・販売を行うこと。					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 【取組の要件】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 現地確認により確認 出荷伝票または販売伝票により確認					
成果等の 確認方法	令和9年3月中にそば、なたねの基幹作の作付面積について、実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし、状況等によって見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	3
使途名	戦略作物等助成（二毛作）					
対象作物	戦略作物等（二毛作）					
単 価	10,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、16,000円/10aを上限に調整）					
課 題	水田において作物を栽培する回数を増やし、水田利用率を上げて高度利用することで農家の収益力を向上させる必要がある。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	戦略作物等作付面積(二毛作)	目標	7,020ha	7,500ha	7,800ha	8,100ha
		実績	7,253ha	7759ha	7,363ha	—
内 容	二毛作として作付けされた戦略作物等に対し、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 農家または集落営農（法人を含む）					
	【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田					
	【取組の要件】 ・戦略作物等の作付けを行うこと。 ・農協等と需要者との出荷契約または販売契約に基づく出荷・販売を行うこと。 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ※飼料用米については、地域内流通を必須要件とする。					
	【作物特有の要件】 二毛作は、主食用米、地力増進作物、戦略作物等との組合せによる作付けに対しての助成とする。 地力増進作物とは、個票12、13の対象作物のとおりとする。 戦略作物等とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米・そば・なたねを指す。					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認					
	【対象農地および作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認					
	【取組の要件】 ・経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 ・現地確認により確認 ・出荷伝票または販売伝票により確認 ・加工用米、新規需要米については需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。					
成果等の 確認方法	令和9年3月中に戦略作物等の二毛作作付面積については、実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和１１年度とする。ただし、状況等によって、必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	4
使途名	飼料用稲等生産性向上助成（基幹作）					
対象作物	WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	2,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、4,000円/10aを上限に調整）					
課 題	加工用米や新規需要米は需要に応じて生産されているが、主食用米と比べて販売単価が低いことから、省力・低コスト技術等に積極的に取り組む必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	WCS用稲の生産性向上に資する取組面積	目標	270ha	320ha	330ha	340ha
		実績	309ha	317ha	327ha	—
	加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米の生産性向上に資する取組面積	目標	2,180ha	3,000ha	3,030ha	3,060ha
		実績	2899ha	2620ha	1060ha	—
内 容	水田の有効活用及び、需要に応じた非主食用水稻の作付けを促進するため、生産性向上等、低コスト化に取り組む加工用米、新規需要米の生産（基幹作）に対し助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 WCS用稲、加工用米、新規需要米（米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米）を作付し、別紙の生産性向上のための取組の内、各地域が推進する取組を行う販売農家または集落営農組織。 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ②需要者との間で出荷契約が締結されていること。 ③別紙に定める生産性向上のための取組を2つ行うこと。 ※飼料用米については、地域内流通を必須要件とする。					
取組の確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。 ②「出荷契約」により確認。 ③栽培日誌、購入伝票、現地確認、写真等により確認。					
成果等の確認方法	令和9年3月中に、WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米の生産性向上に資する取組面積について実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし、状況等を踏まえ、必要に応じ見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	5	
使途名	飼料用稲等生産性向上助成（二毛作）						
対象作物	WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米（二毛作）						
単 価	2,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、4,000円/10aを上限に調整）						
課 題	加工用米や新規需要米は需要に応じて生産されているが、主食用米と比べて販売単価が低いことから、省力・低コスト技術等に積極的に取り組む必要がある。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	WCS用稲の生産性向上に資する取組面積	目標	270ha	320ha	330ha	340ha	
		実績	309ha	317ha	327ha	—	
	加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米の生産性向上に資する取組面積	目標	2,180ha	3,000ha	3,030ha	3,060ha	
		実績	2899ha	2620ha	1060ha	—	
内 容	水田の有効活用及び、需要に応じた非主食用水稻の作付けを促進するため、生産性向上等、低コスト化に取り組む加工用米、新規需要米の生産（二毛作）に対し助成する。						
具体的要件	【助成対象者】 WCS用稲、加工用米、新規需要米（米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米）を作付し、別紙の生産性向上のための取組の内、各地域が推進する取組を行う販売農家または集落営農組織。 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ②需要者との間で出荷契約が締結されていること。 ③別紙に定める生産性向上のための取組を2つ行うこと。 ※飼料用米については地域内流通を必須要件とする。 【作物特有の要件】 二毛作は、地力増進作物、戦略作物等との組合せによる作付けに対しての助成とする。 地力増進作物とは、個票12、13の対象作物のとおりとする。 戦略作物等とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米を指す。						
取組の確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。 ②「出荷契約」により確認。 ④栽培日誌、購入伝票、現地確認、写真等により確認。						
成果等の確認方法	令和9年3月中に、WCS用稲、加工用米、米粉用米、飼料用米、新市場開拓用米の生産性向上に資する取組面積について実績面積で確認する。						
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし、状況等を踏まえ、必要に応じ見直すことができる。						

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	6
使途名	新市場開拓用米助成（基幹作）					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	20,000円/10a					
課 題	主食用米の国内需要が減少傾向であることから、国内外の米の新市場を開拓していく必要がある。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	新市場開拓用米 作付面積	目標	200ha	210ha	215ha	220ha
		実績	205ha	216ha	97ha	—
内 容	契約に基づき作付けされた新市場開拓用米（基幹作）に対し、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 新市場開拓用米の作付を行う農家または集落営農（法人を含む） 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組の要件】 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ・新市場開拓用米について農協等との出荷契約または需要者等との出荷契約に基づいて出荷されていること。					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 【取組要件】 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。 ・販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類					
成果等の 確認方法	令和9年3月中に新市場開拓用米の作付面積を、実績面積で確認する					
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし、状況等によって見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	7
使 途 名	複数年契約助成（加工用米・新市場開拓用米）（基幹作）					
対 象 作 物	加工用米、新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	2,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、3,000円/10aを上限に調整）					
課 題	加工用米、新市場開拓用米については需要に応じた数量を安定して生産する必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	加工用米、新市場開拓用米の複数年契約に基づく作付面積	目 標	80ha	130ha	135ha	140ha
		実績	111ha	119ha	34ha	—
内 容	加工用米、新市場開拓用米（基幹作物および以下の要件に合う二毛作）の複数年契約（3年間）の取組に対して、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 加工用米、新市場開拓用米を複数年（3年間以上）契約に基づき作付する販売農家または集落営農組織。 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。					
	【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ②①について、需要者との間で複数年（3年間以上）の契約がされていること。 ※年度内に契約の途中解約があった場合は対象とならない					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認					
	【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。 ②複数年契約については、契約書により確認。					
成果等の 確認方法	令和9年3月中に加工用米、新市場開拓用米の複数年契約に基づく作付面積について、実績面積で確認する。					
備 考	※ 整理番号9「複数年契約加算（新市場開拓用米）（基幹作）」との重複助成不可。 支援年限は令和11年度とする。ただし状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	8	
使途名	複数年契約助成（加工用米・新市場開拓用米）（二毛作）						
対象作物	加工用米、新市場開拓用米（二毛作）						
単 価	2,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、3,000円/10aを上限に調整）						
課 題	加工用米、新市場開拓用米については需要に応じた数量を安定して生産する必要がある。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	加工用米、新市場開拓用米の複数年契約に基づく作付面積	目標	80ha	130ha	135ha	140ha	
		実績	111ha	119ha	34ha	－	
内 容	加工用米、新市場開拓用米（基幹作物および以下の要件に合う二毛作）の複数年契約（3年間）の取組に対して、その作付面積に応じて助成する。						
具体的要件	【助成対象者】 加工用米、新市場開拓用米を複数年（3年間以上）契約に基づき作付する販売農家または集落営農組織。 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。						
	【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田						
	【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ②①について、需要者との間で複数年（3年間以上）の契約がされていること。						
	※年度内に契約の途中解約があった場合は対象とならない						
	【作物特有の要件】 二毛作は、地力増進作物、戦略作物あとの作付けに対しての助成とする。 地力増進作物とは、個票12、13の対象作物のとおりとする。 戦略作物とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米を指す。						
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認						
	【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。						
	【取組要件】 ①需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供に基づき、届け出していることを確認する。 ②複数年契約については、契約書により確認。						
成果等の 確認方法	令和9年3月中に加工用米、新市場開拓用米の複数年契約に基づく作付面積について、実績面積で確認する。						
備考	※ 整理番号10「複数年契約加算（新市場開拓用米）（二毛作）」との重複助成不可。 支援年限は令和11年度とする。ただし状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	9
使途名	複数年契約加算（新市場開拓用米）（基幹作）					
対象作物	新市場開拓用米（基幹作）					
単 価	10,000円/10a					
課 題	主食用米の国内需要が減少傾向であり、国内外の米の新市場を開拓していく中で新市場開拓用米が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	複数年契約取組面積	目標	65ha	30ha	35ha	40ha
		実績	13ha	8ha	17ha	—
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	【助成対象者】 新市場開拓用米を複数年（3年間以上）契約（令和7年度産以降に締結したもの）に基づき作付する販売農家または集落営農組織。 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組要件】 ①生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 ②販売契約書に各年度米の契約数量及び販売価格又は販売価格の設定方法が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 ④需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象					
取組の確認方法	○以下の書類及び現地確認により確認する。 ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類					
成果等の確認方法	令和9年3月中に新市場開拓用米の複数年契約に基づく作付面積について、実績面積で確認する。					
備考	※ 整理番号7「複数年契約助成（加工用米、新市場開拓用米）（基幹作）」との重複助成不可。 支援年限は令和11年度とする。ただし、状況等によって見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	10
使途名	複数年契約加算（新市場開拓用米）（二毛作）					
対象作物	新市場開拓用米（二毛作）					
単 価	10,000円/10a					
課 題	主食用米の国内需要が減少傾向であり、国内外の米の新市場を開拓していく中で新市場開拓用米が安定的に供給されるよう産地を誘導するため、複数年契約となるように推進していく必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	複数年契約取組面積	目標	65ha	30ha	35ha	40ha
		実績	13ha	8ha	17ha	—
内 容	需要者との複数年契約（3年以上）に基づき、新市場開拓用米を作付けする取組を支援する。					
具体的要件	【助成対象者】 新市場開拓用米を複数年（3年間以上）契約（令和7年度産以降に締結したもの）に基づき作付する販売農家または集落営農組織。 「新市場開拓用米」の範囲は「国内主食用米」、「加工用米」、「備蓄米」、「飼料用米」、「米粉用米」、「種子用」以外の米穀を指す。 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組要件】 ①生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること。 ②販売契約書に各年度産米の契約数量及び販売価格又は販売価格の設定方法が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 ③複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること。 ④需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 【作物特有の要件】 二毛作は、地力増進作物、戦略作物あとの作付けに対しての助成とする。 地力増進作物とは、個票12、13の対象作物のとおりとする。 戦略作物とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米を指す。 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象					
取組の確認方法	○以下の書類及び現地確認により確認する。 ・交付申請書及び営農計画書 ・新規需要米取組計画書及びその添付書類（新規需要米出荷契約数量等農業者別一覧表、複数年契約に係る販売契約書等） ・販売伝票、作業日誌等の収穫・出荷・販売を行ったことがわかる書類					
成果等の確認方法	令和9年3月中に新市場開拓用米の複数年契約に基づく作付面積について、実績面積で確認する。					
備考	※ 整理番号8「複数年契約助成（加工用米、新市場開拓用米）（二毛作）」との重複助成不可。支援年限は令和11年度とする。ただし、状況等によって見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	11
使途名	飼料作物助成（基幹作）					
対象作物	飼料作物（基幹作）					
単 価	10,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、12,000円/10aを上限に調整）					
課 題	輸入飼料の価格高騰や食料安全保障の観点から、国産飼料の安定した供給および増産が求められている。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	飼料作物の基幹作の作付面積	目標	175ha	175ha	177ha	180ha
		実績	162ha	175ha	157ha	—
内 容	基幹作として作付けされた飼料作物に対し、その作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 販売農家または集落営農。 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田 【取組の要件】 水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成の要件に準じて飼料作物の作付けを行うこと。					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 【取組の要件】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 現地確認により確認 出荷伝票または販売伝票により確認。自家利用の場合にあっては、「水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（直売所等での販売）実績報告書」（参考様式３）に準ずる実績の確認できる書類により確認。					
成果等の 確認方法	令和９年３月中に飼料作物の基幹作の作付面積について、実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和１１年度とする。ただし、国産飼料の安定した供給・増産が求められている状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。					

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	12
使途名	地力増進作物助成（基幹作）					
対象作物	ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、ソルガム、イタリアンライグラス、エン麦、ライムギ、クロタラリア、とうもろこし（子実用の残渣含む）					
単 価	5,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、7,000円/10aを上限に調整）					
課 題	県域で地力低下が認められ、堆肥を確保できない地域があることから、生産性を向上させるために土づくりを支援する必要がある。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	地力増進作物作付け面積	目標	—	30ha	40ha	50ha
		実績	12ha	6ha	162ha	—
内 容	地力増進作物を作付けし、鋤き込みを行い、跡作の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 農家または集落営農組織（法人を含む） 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田。 【取組要件】 ①地力増進作物の作付けを行い、鋤き込み後、跡作の作付けを行うこと。 ただし跡作の作物は問わない。 ②適正な播種量で適期播種し、適切な栽培管理を行うこと。 ③ほ場一筆単位で播種を行い、概ねほ場全体を覆っていること。 （一括管理方式で跡作の作付けを行う場合は対象外とする。） 【その他】 当該年度は鋤き込みを行った年度とする。 地力増進作物の跡作（年度内）に作物を作付けしない場合は対象外。 地力増進作物を基幹作とする場合、その跡作（二毛作）の作付け以外の三作目以降は産地交付金の対象外。					
取組の確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認。 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 【取組要件】 ①経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ②栽培日誌、購入伝票、現地確認、写真等により確認。（現地確認ができない場合、写真での確認。）					
成果等の確認方法	令和９年３月中に地力増進作物を作付けし、鋤き込み後、跡作を作付けした面積について整理番号12の実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和１１年度とする。ただし状況等により、必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和７年度から新規に設定した目標については、令和５～６年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県		整理番号	13		
使途名	地力増進作物助成（二毛作）					
対象作物	ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバー、ソルガム、イタリアンライグラス、エン麦、ライムギ、クロタラリア、とうもろこし（子実用の残渣含む）					
単 価	5,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、7,000円/10aを上限に調整）					
課 題	県域で地力低下が認められ、堆肥を確保できない地域があることから、生産性を向上させるために土づくりを支援する必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	地力増進作物作付け面積	目標	—	30ha	40ha	50ha
		実績	12ha	29ha	162ha	—
内 容	地力増進作物を作付けし、鋤き込みを行い、跡作の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 農家または集落営農組織（法人を含む） 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 【取組要件】 ①地力増進作物の作付けを行い、鋤き込み後、跡作の作付けを行うこと。 ただし跡作の作物は問わない。 ②適正な播種量で適期播種し、適切な栽培管理を行うこと。 ③ほ場一筆単位で播種を行い、概ねほ場全体を覆っていること。 （一括管理方式で跡作の作付けを行う場合は対象外とする。） 【その他】 当該年度は鋤き込みを行った年度とする。 地力増進作物の跡作（年度内）に作物を作付けしない場合は対象外。 地力増進作物を基幹作とする場合、その跡作（二毛作）の作付け以外の三作目以降は産地交付金の対象外。					
取組の確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認。 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 【取組要件】 ①経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。 ②栽培日誌、購入伝票、現地確認、写真等により確認。（現地確認ができない場合、写真での確認。）					
成果等の確認方法	令和9年3月中に地力増進作物を作付けし、鋤き込み後、跡作を作付けした面積について整理番号12の実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし状況等により、必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
 ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
 ※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	14
使途名	耕畜連携加算（耕畜連携）					
対象作物	飼料作物等（基幹作）					
単 価	10,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、14,000円/10aを上限に調整）					
課 題	耕種農家と畜産農家の連携が十分に進んでいないが、連携した取り組みを広げることでコスト低減や農地の高度利用を図る必要がある					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	耕畜連携取組面積	目 標	370ha	560ha	580ha	600ha
		実績	549ha	511ha	373ha	－
内 容	耕畜連携（わら利用、水田放牧、資源循環）の取組を行う場合に、その取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 農家または集落営農（法人を含む） 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組の要件】 3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結すること わら利用、水田放牧、資源循環のいずれかの取組を行う 詳細を「耕畜連携加算の扱い」として別に定める					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 【取組の要件】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 現地確認により確認 出荷伝票または販売伝票により確認					
成果等の 確認方法	令和9年3月中に耕畜連携の取組面積について、実績面積で確認する。					
備考	支援年限は令和１１年度とする。ただし状況等によって必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

耕畜連携加算の扱い

1 交付対象となる取組

本事業の交付対象となる取組は以下のとおりとします。なお、同一の水田において複数の取組を行う場合においては、いずれか一つの取組を選択するものとします。

(1) わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。)に基づき実施するわら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当年産において、わら専用稲及び飼料用米の作付が行われる水田であること。
- ② そのわらが確実に飼料として利用され、かつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付けであること。
- ③刈取り時期が出穂期以降で利用供給協定に定める時期としていること。
- ④ 飼料用米生産ほ場においては、生産性向上のための課題に対する取組として、別紙の取組のうち1つ以上に取り組むこと。

(2) 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

利用供給協定に基づき実施する飼料作物の作付水田における牛の放牧の取組であり、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における放牧の取組であること。
- ② 1ha当たりの放牧頭数が成牛換算で2頭以上であること。なお、成牛換算においては、育成牛2頭あたり成牛1頭とします。
- ③ 対象牛は、おおむね24か月齢以上の成牛又は8か月齢以上の育成牛であること。
- ④ 地域における適正な放牧密度により放牧が実施されるものであり、かつ、1ha当たり延べ放牧頭数が180頭日以上であること。

(3) 資源循環(飼料生産水田への堆肥等散布の取組)

水田で生産された粗飼料作物等(粗飼料作物等の範囲は別表2に定めています。)の供給を受けた家畜の排せつ物から生産された堆肥等を粗飼料作物等を作付けする又は作付けした水田に施肥する取組であって、次に掲げる事項のすべてを満たしている必要があります。

- ① 当該年度における堆肥等の散布の取組であること。
- ② 散布される堆肥等が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
- ③ 堆肥等を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者、飼料生産水田への堆肥等散布の取組の交付対象者であること。
- ④ 同一年度において他に水田への堆肥等散布の取組による助成を受けない水田であること。
- ⑤ 堆肥等の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができます。

(注) 自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥等を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥等が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とします。

(注) 子実用とうもろこしでの取組については堆肥に代わり鶏糞を散布する取組も対象とします。
なお、鶏糞の散布量は10a当たり500kg以上とします。

2 利用供給協定の締結

耕畜連携の取組を行う者は、連携の相手方となる者との間に、3年間以上を締結期間とする利用供給協定(利用供給協定に含まれるべき事項は別表1に定めています。)を締結(自家利用の場合には自家利用計画を策定)することが必要です。

(別表1) 利用供給協定に含まれるべき事項

各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとします。

1 わら利用(わら専用稲の生産及び飼料用米生産ほ場の稲わら利用の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) わらを生産する者
- (3) わらを収集する者
- (4) わらを利用する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6)刈取り時期
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) わら取引の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

2 水田放牧(水田における牛の放牧の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 飼料作物を生産する者
- (3) 牛群を管理する者
- (4) ほ場の場所及び面積
- (5) 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- (6) 利用供給協定締結期間
- (7) 水田放牧の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (8) その他必要な事項

3 資源循環(飼料生産水田へのたい肥散布の取組)

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件(作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(別表2) 粗飼料作物等の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦(らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、WCS用稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミーズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば、子実用とうもろこし

(注) 上記の粗飼料作物等については、食用に供される畜産物を生産するために飼養される牛、馬、めん羊、山羊に供される場合に限り、食用および採卵するために飼養される鶏も含めます。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	15	
使途名	地域振興作物助成（基幹作）						
対象作物	別紙地域振興作物一覧にある野菜、花き・花木、果樹、雑穀、特用作物（基幹作物）						
単 価	13,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、19,000円/10aを上限に調整）						
課 題	水田農業経営の収益力の向上を図るため、収益性の高い品目や地域で需要の高い品目の作付けを進める必要がある。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	野菜、花き・花木、果樹、雑穀、特用作物 作付面積	目 標	1200ha	1100ha	1180ha	1,200ha	
		実績	1037ha	950ha	872ha	－	
内 容	地域振興作物（野菜、花き、花木、果樹、雑穀、特用作物）に対し、その作付面積に応じて助成する。）						
具体的要件	【助成対象者】 出荷・販売を目的として地域振興作物（野菜、花き、花木、果樹、雑穀、特用作物）の作付けを行った農家または集落営農（法人を含む。）						
	【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田及び別紙 14の1の（1）の（注2）に規定する取組の対象農地						
	【取組の要件】 野菜、花き、花木、果樹、雑穀、特用作物の作付けを行うこと。 作付けに当たっては、ほ場条件の改善（明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか）に取り組むこと。 交付対象面積：面積は対象品目の累計とし、別紙下限面積以上とする。 果樹等の永年性作物は、令和5年以降の新植で、植栽から3年以内の作物を対象とする。						
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認						
	【対象農地および作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。別紙14の1の（1）の（注2）に規定する取組の対象農地であることは、水田農業高収益化推進計画により確認。 販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類（果樹等育成途中で出荷に至らない品目を除く。）。 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。						
成果等の 確認方法	令和9年3月中に野菜、花き、花木、雑穀、特用作物作付面積について実績面積で確認する。						
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし状況等によって、必要に応じて見直すことができる。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	16	
使途名	地域振興作物助成（二毛作）						
対象作物	別紙地域振興作物一覧にある野菜、花き・花木、雑穀、特用作物（二毛作）						
単 価	13,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、19,000円/10aを上限に調整）						
課 題	水田農業経営の収益力の向上を図るため、収益性の高い品目や地域で需要の高い品目の作付けを進め、複合化を図る必要がある。						
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	野菜、花き・花木、 果樹、雑穀、特用作物 作付面積	目 標	1200ha	1100ha	1180ha	1,200ha	
		実績	1037ha	950ha	872ha	－	
内 容	地域振興作物(野菜、花き、花木、雑穀、特用作物)に対し、その作付面積に応じて助成する。)						
具体的要件	【助成対象者】 出荷・販売を目的として地域振興作物(野菜、花き、花木、雑穀、特用作物)の作付けを行った農家または集落営農(法人を含む。)						
	【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田及び別紙 14の1の(1)の(注2)に規定する取組の対象農地						
	【取組の要件】 野菜、花き、花木、雑穀、特用作物の作付けを行うこと。 作付けに当たっては、ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)に取り組むこと。 交付対象面積:面積は対象品目の累計とし、別紙下限面積以上とする。						
	【作物特有の要件】 二毛作は、主食用水稲、地力増進作物、戦略作物等との組み合わせによるものに限る。ただし、同一水田において助成対象作物を複数回作付けた場合であっても、1回のみを助成対象とする。 地力増進作物とは、個票12、13の対象作物のとおりとする。 戦略作物等とは、麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米・そば・なたねを指す。						
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認						
	【対象農地および作物作付けの確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の(5)の水田活用の直接支払交付金に準じて確認。別紙14の1の(1)の(注2)に規定する取組の対象農地であることは、水田農業高収益化推進計画により確認。 販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売が確認できる書類(果樹等育成途中で出荷に至らない品目を除く。）。 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。						
成果等の 確認方法	令和9年3月中に野菜、花き、花木、雑穀、特用作物作付面積について実績面積で確認する。						
備考	支援年限は令和11年度とする。ただし状況等によって、必要に応じて見直すことができる。						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和7年度から新規に設定した目標については、令和5～6年度の目標の記載は不要です。

産地交付金「地域振興作物助成」(県設定・整理番号15、16) に係る取組内容申出書兼誓約書

申請年月日	令和 年 月 日
交付申請者氏名	
住 所	
交付申請者管理コード	

産地交付金「地域振興作物助成」(県設定・整理番号15、16)の交付を受けたいので、下記のとおり取組内容を申出ます。
また、「申出に関する誓約事項」について誓約します。

記

交付対象作物	地名地番	取組予定面積 (㎡)	取組内容(該当する項目にチェックを入れる)
			☐ 明渠 ☐ 暗渠の施工 ☐ 高畦栽培 ☐ 心土破碎 ☐ 土づくり
			☐ 明渠 ☐ 暗渠の施工 ☐ 高畦栽培 ☐ 心土破碎 ☐ 土づくり
			☐ 明渠 ☐ 暗渠の施工 ☐ 高畦栽培 ☐ 心土破碎 ☐ 土づくり
			☐ 明渠 ☐ 暗渠の施工 ☐ 高畦栽培 ☐ 心土破碎 ☐ 土づくり
			☐ 明渠 ☐ 暗渠の施工 ☐ 高畦栽培 ☐ 心土破碎 ☐ 土づくり
			☐ 明渠 ☐ 暗渠の施工 ☐ 高畦栽培 ☐ 心土破碎 ☐ 土づくり

「申出に関する誓約事項」

- 経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、近畿農政局等から求められた場合には、それに応じます。
- 関連する証拠書類(栽培管理日誌、写真等)を5年間保管し、近畿農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- 以下の場合には、交付金を返還することに異存ありません。
 - 取組内容について、虚偽の内容を申出したことが判明した場合
 - 正当な理由なく、当該交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - 交付対象作物について、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない(捨てづくり)ことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合
 - 近畿農政局等による立入調査や確認に必要な書類の提出を拒む場合

- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和８年度から新規に設定した目標については、令和５～７年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	17
使途名	麦・大豆生産性・品質向上助成（追加防除型）					
対象作物	麦、大豆（基幹作）					
単 価	4,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、5,000円/10aを上限に調整） ※国から「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」の追加配分があった場合のみ充当する。					
課 題	麦、大豆については気候変動に伴い、病虫害の発生状況が変化するなどし、実需者が求める品質・収量を安定的に確保するためには、追加防除を実施する必要がある。					
目 標			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	追加防除取組 面積率の拡大	目標	—	—	—	80%
		実績	—	—	—	—
内 容	麦、大豆の生産において、品質や収量の向上を図るため、追加で病虫害防除を行った面積（基幹作）に対し助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 麦、大豆を作付けする販売農家または集落営農 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙１に定める水田 【取組の要件】 対象作物に対し、品質や収量の向上を図るため、現状の地域慣行防除回数に加え、１回以上の病虫害防除を実施すること。 ただし、合計防除回数については、小麦（びわほなみ）については３回以上（現行２回）、その他麦種（びわほなみ以外の小麦品種、二条大麦、六条大麦、裸麦）について２回以上（現行１回）、大豆については３回以上（現行２回）とする。					
取組の 確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第２の１の（５）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 【取組の要件】 営農計画書、作業日誌等により確認					
成果等の 確認方法	追加防除の実施面積を確認する。					
備考	支援年限は令和９年度とする。ただし品質、収量の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	滋賀県				整理番号	18
使途名	大豆生産性・品質向上助成（追加防除型）					
対象作物	大豆（二毛作）					
単 価	2,000円/10a（追加配分の配分額に応じて、3,000円/10aを上限に調整） ※国から「魅力ある産地の拡大・発展に向けた取組支援」の追加配分があった場合のみ充当する。					
課 題	麦あとの大豆について、気候変動に伴い、病害虫の発生状況が変化するなどし、実需者が求める品質・収量を安定的に確保するためには、追加防除を実施する必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	追加防除取組面積率の拡大	目標	—	—	—	80%
		実績	—	—	—	
内 容	大豆の生産において、品質や収量の向上を図るため、追加で病害虫防除を行った面積（二毛作）に対し助成する。					
具体的要件	【助成対象者】 大豆を作付けする販売農家または集落営農 【対象農地】 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田 【取組の要件】 対象作物に対し、品質や収量の向上を図るため、現状の地域慣行防除回数に加え、1回以上の病害虫防除を実施すること。 ただし、合計防除回数については、大豆については3回以上（現行2回）とする。					
取組の確認方法	【助成対象者】 営農計画書により確認 【対象農地および作物作付の確認】 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2の1の（5）の水田活用の直接支払交付金に準じて確認 【取組の要件】 営農計画書、作業日誌等により確認					
成果等の確認方法	追加防除の実施面積を確認する。					
備考	支援年限は令和9年度とする。ただし品質、収量の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すことができる。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和8年度から新規に設定した目標については、令和5～7年度の目標の記載は不要です。

滋賀県農業再生協議会 会員名簿

令和8年5月13日現在

団 体 名	代 表 者 名	
滋賀県農政水産部	部 長	土 井 典
(一社) 滋賀県農業会議	会 長	山 下 英 利
滋賀県農業協同組合中央会	代表理事会長	竹 村 敬 三
全国農業協同組合連合会滋賀県本部	県 本 部 長	山 田 純 男
滋賀県主食集荷商業協同組合	理 事 長	西 村 博 行
滋賀県土地改良事業団体連合会	会 長	家 森 茂 樹
滋賀県農業共済組合	組 合 長	山 下 英 利
滋賀県市長会	長 浜 市 長	浅 見 宣 義
滋賀県町村会	会 長	伊 藤 定 勉
(公財) 滋賀県農林漁業担い手育成基金	理 事 長	杲 一 哉

近畿農政局（オブザーバー）

近畿農政局	地方参事官（滋賀県担当）	漆 畑 貴 俊
-------	--------------	---------

役 員 名 簿

役 職 名	氏 名	所 属・役 職
会 長	土 井 典	滋賀県農政水産部 部長
副 会 長	山 下 英 利	(一社) 滋賀県農業会議 会長
副 会 長	竹 村 敬 三	滋賀県農業協同組合中央会 代表理事会長
監 事	浅 見 宣 義	滋賀県市長会 長浜市長
監 事	山 田 純 男	全国農業協同組合連合会滋賀県本部 本部長